



# 光陽通信

発行月：2026年4月



諏訪 心字池

## KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM



### ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第37号として、春号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。

また、新たに特許事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

### 2026年春号 目次

- ごあいさつ ..... p1
- 判決に学ぶ ..... p2
- 文字デザインの無断使用は著作権侵害で争えるか .. p4
- 海外の特許事情 ..... p4
- 仮想空間における意匠制度の検討課題について .. p5
- 著作者の意に反する改変について ..... p6
- 事務所の概要 ..... p7
- 銀座界限「てくてくグルメ」 ..... p8



## — 阻害要因について (その2) —

### 第5 阻害要因無しとされた裁判例3

#### 知財高判令和6年(行ケ)第10019号特許取消決定取消請求事件の概要

##### (1) 事案の概要

本件については、特許権の設定登録を受けた後、特許異議の申立がなされ、特許庁は、取消理由通知に対して原告が提出した訂正請求の訂正を認めず、引用文献4を主引用例とする進歩性欠如があるとして、特許を取り消すとの決定(第1次取消決定)をした。

原告(特許権者)は、第1次取消決定の取消しを求める取消決定取消訴訟を提起し、知的財産高等裁判所は、第1次取消決定が前件訂正を認めなかった判断には誤りがあるとして、第1次取消決定を取り消す旨の判決(前訴判決)をし、同判決は確定した。

そこで、特許庁は、引用文献4を主引用例とする進歩性欠如のほか、新たに引用文献7を主引用例とする進歩性欠如を加えた内容の取消理由通知をし、原告は、本件特許の特許請求の範囲を訂正する訂正請求(本件訂正)をしたところ、特許庁は、本件訂正を認めた上、「特許第6547817号の請求項1~28に係る特許を取り消す」との本件決定をした。

そこで、原告は、本件決定の取消しを求める本件訴えを提起した。

(なお、以下においては、阻害要因について判断している、本件決定取消事由2(引用文献7を主引用例とする進歩性判断の誤り)に絞っている。)

##### (2) 本件訂正後の特許請求の範囲(請求項1)の記載【請求項1】

少なくとも2層を有する積層体であって、

第1の層が、2軸延伸樹脂フィルムからなり、前記2軸延伸樹脂フィルムを構成する樹脂組成物が、ジオール単位とジカルボン酸単位とからなるポリエステルを主成分として含み、前記ポリエステルが、前記ジオール単位がバイオマス由来のエチレングリコールであり、前記ジカルボン酸単位が化石燃料由来のテレフタル酸であるバイオマス由来のポリエステルと、前記ジオール単位が化石燃料由来のエチレングリコールであり、前記ジカルボン酸単位が化石燃料由来のテレフタル酸である化石燃料由来のポリエステルとを含んでなり、前記2軸延伸樹脂フィルム中に前記バイオマス由来のポリエステルが90質量%以下含まれ、

第2の層が、化石燃料由来の原料を含む樹脂材料からなり、且つ、バイオマス由来の原料を含む樹脂材料を含まないことを特徴とする、積層体。

##### (3) 本件決定の理由の要旨

・相違点B-1: 本件発明1と引用発明B(引用文献7(社団法人日本包装技術協会「食品包装便覧」第1版、昭和63年3月1日発行)に記載された発明として本件決定が認定した内容)との相違点

第1の層について、本件発明1は、「2軸延伸樹脂フィルムからなり、前記2軸延伸樹脂フィルムを構成する樹脂組成物が、ジオール単位とジカルボン酸単位とからなるポリエステルを主成分として含み、前記ポリエステルが、前記ジオール単位がバイオマス由来のエチレングリコールであり、前記ジカルボン酸単位が化石燃料由来のテレフタル酸であるバイオマス由来のポリエステルと、前記ジオール単位が化石燃料由来のエチレングリコールであり、前記ジカルボン酸単位が化石燃料由来のテレフタル酸である化石燃料由来のポリエステルとを含んでなり、前記2軸延伸樹脂フィルム中に前記バイオマス由来のポリエステルが90質量%

以下含まれ」ているものであるのに対し、引用発明Bは、「テレフタル酸とエチレングリコールとの縮重合物であるポリエチレンテレフタレート(PET)からなるポリエチレンテレフタレート・フィルム」である点。

・取消理由2(引用文献7を主引用例とする進歩性欠如)についての判断

本件発明は、引用発明Bに引用文献5(特開2009-91694号公報)記載事項を適用することにより、当業者が容易に発明することができたものである。

##### (4) 当事者の主張

・本件決定取消事由2(引用文献7を主引用例とする進歩性判断の誤り)について

(原告の主張)

・相違点B-1について

引用文献7は、食品用途に適した積層構造を示すのみであり、カーボンニュートラルなど全く意識されていないので、引用発明Bに引用文献5記載事項を適用する動機付けはない。

また、引用発明Bのような食品用途においては、透明性は特に重要な課題であるが、バイオマス原料には透明性、成型性、耐熱性、ガスバリア性等に問題があったこと、引用文献5の【0011】、【0024】は容易想到性を認める根拠とならないことは前記1【原告の主張】(2)ア(下記注釈を参照)のとおりである。

以上のことから、相違点B-1を当業者が容易に想到し得たといえない。

(注釈:前記1【原告の主張】(2)アには、次の記載がある。「さらに、①引用文献4では、透明性の維持が重要な課題となっているところ、原出願日当時、バイオマス資源由来のエチレングリコールの不純物による着色の問題は解消していなかったこと、②引用発明Aにおいては、基材が2軸延伸ポリエチレンテレフタレートフィルムからなること、甲17の【0008】において、ポリエチレンテレフタレートなどのポリエステル樹脂フィルムにおいて、不純物の存在によりフィルムの均一性が損なわれ、成型性に悪影響を及ぼすことが示唆されていること、③引用発明Aでは、高い耐熱性が求められること、甲19の【0005】によれば、本件優先日後においても、バイオマスPETにおいて耐熱性の問題が解決できていなかったと考えられること、④引用発明Aでは、ガスバリア性を重要な課題とするところ、本件優先日後に公開された甲15の【0007】では、バイオマス由来のポリエステルを用いるとガスバリア性能に著しい影響を来すことが示唆され、また、甲21の【0062】では、バイオマス由来のポリエステル樹脂において密度ムラや結晶化度の偏在が生じやすいという課題が存在したことが記載されているところからすると、引用発明に相違点1の構成を適用する動機付けはなく、むしろ阻害要因がある。

なお、本件決定は、引用文献5の【0011】の、従来の化石資源由来のPETに比べ何ら遜色を有するものではなくフィルムや成型物などの用途に使用することができる旨の記載や、【0024】の、シート、フィルムの場合も必要に応じて延伸して製品とする旨の記載を、容易想到性を認める根拠としている。しかし、これらは実施例に基づくものではなく、少なくとも技術的な検証もなく誇張した記載である。すなわち、トウモロコシ由来のPETの融点が石化由来のPETより10℃低く加工しにくいこと、不純物が存在すること、着色しやすいことが知られていたので(甲49)、バイオマス由来のPETが化石資源由来のPETに比べ遜色を有しないとの【0011】の記載は誤りである。…」

(被告の主張)

・相違点B-1について

一般的課題に基づき、引用発明Bのいずれかの樹脂層をバイオマス由来の原料を用いるものとするこの動機付けは十分にあること、引用文献5に本件発明の実施例と同一の市販品を原料として用いること、石油由来PETと遜色なくシート及びフィルムや成型物として使用できること、物性や透明性を確保するための留意事項、更に「シート、フィルムの場合も繊維製造に準じて。細長いノズル孔から熔融PETを押し出し、必要に応じて延伸して製品とする。」(【0024】)ことも記載されていること、仮にバイオマス由来の成分を用いることによって原告の主張するように透明性、成型性、耐熱性、ガスバリア性等が一定程度損なわれることがあるとしても、当業者は、これを補うために調整等を試みるのが通常であるといえる。

したがって、当業者にとって、相違点B-1に係る本件発明1の構成とすることは容易に想到し得たものであり、また、阻害要因もない。

##### (5) 裁判所の判断

・本件決定取消事由2(引用文献7を主引用例とする進歩性判断の誤り)について

(本件発明1の進歩性について)

相違点1について:

(i) 原告は、引用発明Bのような食品用途においては、透明性は特に重要な課題であるが、バイオマス原料には透明性、成型性、耐熱性、ガスバリア性等に問題があったから、引用発明Bにバイオマス由来のPETを適用するには阻害要因がある旨主張する。

しかし、これらは、原出願時に、当業者が適宜対応しうる範囲のものであった。すなわち、原出願日前の文献である乙9には、バイオマス原料の含む不純物に由来する問題について、【0001】、【0004】、【0007】、【0008】及び【0021】~【0026】に、バイオマスから生成されるグルコノ類について、2段以上の精製処理をすることで純度が99%以上になることが記載されている。甲17には、バイオマス由来のポリエステルを延伸成形する際にポリエステル中の不純物量を低減させて末端カルボキシル基量を所定値以下とすることで成形加工性の問題を解決できること(【0010】)及びその具体的数値(【0083】~【0084】、【0086】)が記載されている。甲18には、バイオ材料由来のエチレングリコール中の黄色物質がポリエステル中に移動してポリエステルの色調を黄色にする(【0006】)との問題に対し、当該グリコールを加熱し、続いて活性炭を利用した濾過工程により、光透過性に優れたバイオ材料由来のグリコールを得る製造方法(【0010】)を採用することで、石油から得られるグリコールを使って生産されるポリエステルチップと同等レベルの色調のポリエステルチップが得られること(【0026】、実施例10、12、13)が記載されている(熱性能、紛糸評価、染色性も同等レベル)。甲28には、基材中の異物を低減するために、基材フィルムの成形の際に、素材である熱可塑性樹脂を熔融状態で精密濾過することにより(【0042】、【0085】)、透明性に優れた二軸延伸積層フィルムが得られること(【0108】、【0114】)が記載されている。

原告は、乙9は、拒絶理由通知において実施可能要件違反、サポート要件違反の指摘を受け、拒絶査定を受けている旨主張するが、上記判断を左右するものではない。

(ii) また、原告は、トウモロコシ由来のPETの融点が石化由来のPETより低く加工しにくいこと、不純物が存在すること、着色しやすいことが知られていた

ので、引用文献5の上記【0011】の記載は誤りであり、【0031】では品質が低く湾曲してフィルムとしての使用には不向きな短繊維を得たことが記載されているにすぎない旨主張する。

しかし、不純物の存在等については適宜対処が可能であることは前記(i)のとおりである。また、引用文献5の【0031】では、得られた未延伸糸条(長繊維)を延伸等処理したものを切断して短繊維を得ていることに照らし、延伸処理は可能というべきで、バイオマスPETを用いて肉厚300μmで良好な透明性をもつボトルが得られ、従来の石油由来のPETに比べて重合性や樹脂加工性の点で遜色なく良好であることが記載されている(【0033】、【0035】、【0036】)。

原告の主張する各種の問題点は、量産の段階で考慮すべき事情とはなり得ても、引用発明Bに引用文献5記載事項を適用しようと試みること自体を妨げる事情とは言えない。

以上のとおりであって、透明性、成型性、耐熱性、ガスバリア性等の問題を理由に、引用発明Bにバイオマス由来のPETを適用するには阻害事由があるとの原告の主張は採用できない。

## 第6 阻害要因無しとされた裁判例4

### 知財高判平成15年(行ケ)第90号における阻害要因の有無についての考え方

#### (1) 特許庁における手続の経緯

原告は、発明の名称を「塩味茹枝豆の冷凍品およびその包装品」とする特許第2829817号(平成5年5月20日出願。平成10年9月25日設定登録)(本件特許)の特許権者である。

本件特許に対して、被告ほか8名から特許異議の申立がされ、原告は特許請求の範囲の減縮等を目的とする訂正の請求をしたところ、特許庁は、本件訂正請求を認容した上、特許を維持する旨の決定をした。

被告は、平成14年2月13日、原告を被請求人として、本件特許の請求項1ないし3に係る発明についての特許を無効とすることを求めて審判の請求(本件審判請求)をしたところ、特許庁は、平成15年2月18日、「特許第2829817号の請求項1ないし3に係る発明についての特許を無効とする。」との審決(本件審決)をした。

(2) 本件特許の訂正後の請求項1ないし3は、次のとおりである。

【請求項1】豆の薄皮に塩味が感じられ、かつ、豆の中心まで薄塩味が浸透している緑色の維持されたソフト感のある塩味茹枝豆の冷凍品。

【請求項2】茹枝豆が、熱水中でのブランチング及びスチームブランチングの前又は後で、少なくとも塩水浸漬処理することを特徴とする請求項1記載の塩味茹枝豆の冷凍品。

【請求項3】請求項1又は請求項2記載の塩味茹枝豆の冷凍品の緑、青又は赤の有色透明包装材による包装品。

#### (3) 裁判所の判断

・取消事由3(本件発明1の進歩性に関する判断の誤り)について

(本件発明1の構成の容易性についての認定判断について)

原告は、当業者は、塩水浸漬により塩味を付けようとすると、うまみ成分が流出することを知っているから、そのような調理法によって、しっかりと枝豆に塩味を付けることを想到することは容易ではないと主張する。

しかしながら、塩水浸漬という調理法にはうまみが逃げる傾向があるとしても、塩水浸漬という調理法によって枝豆に塩味を付けることができることは、刊行物3(甲5の2)の「さや付きのえだ豆にブランチングした後、さや付きのまま調味液に漬け込み、豆そのものに調味液を浸透させた」旨の記載から明らかであるのみならず、一般人に周知の事柄であり、そのような調理法を採用することは容易に想起でき、そのときに、塩味の濃度とうまみのバランスをとりつつ、しっかりと、すなわち豆の中心まで薄塩味が浸透するように枝豆に塩味を付ける程度

のことは、当業者であれば容易にできることであると認められる。

原告は、刊行物3記載の「味付け枝豆」の製法は、実施可能な程度に開示されておらず、しかも、しょうゆ油を主体とする調味液に48時間も浸漬するものであり、およそ、上記容易想到性を認定する証拠たり得ないとも主張するが、本件審決は、塩水浸漬が食品に塩味を付ける方法として一般的であるということも根拠として上記容易想到性を認定しているものと考えられるし、また、塩味付けは調味付けの一種であり、刊行物3記載の上記製法から、豆に塩味付けをする場合に、調味液に塩水を使用することは当業者において容易に想到し得ることと考えられるから、原告の主張は採用することができない。

また、原告は、刊行物3記載の上記製法は、しょう油、かつおエキスなどの調味液に48時間浸漬するものであり、「塩水浸漬」の1事例として相応しくないばかりか、細菌等の問題もあるから、当業者において、このような「味付け枝豆」の技術を引用発明に係る「塩あじえだまめ」と組み合わせることを想到するはずはないと主張する。

しかしながら、「豆の薄皮に塩味が感じられ、かつ、豆の中心まで薄塩味が浸透している」ように塩味付けをする方法として、どの程度の長時間浸漬が必要となるかは「薄塩味」の程度によることであるし、技術常識に照らせば、細菌の問題が生じる48時間も浸漬が必要となるものとも認められず、仮にそのような問題があっても、浸漬する系における細菌増殖の防止は当業者が必要に応じて行うことができるものと考えられるから、浸漬時間の点は引用発明に係る「塩あじえだまめ」に刊行物3記載の上記製法を組み合わせることの阻害要因になるものとは認められないし、また、うまみの流出に関しては、塩味付けの濃度とのバランスをとる問題であり、その問題解決が当業者において適宜なし得る程度のものであることは前示のとおりであるから、やはり塩水浸漬を採用する阻害要因となるものとは認められない。

## 第7 阻害要因無しとされた裁判例5

### 知財高判平成17年(行ケ)第10356号における阻害要因の有無についての考え方

#### (1) 事案の概要

本件は、本件発明の特許権者である原告が、特許異議の申立てを受けた特許庁により本件特許を取り消す旨の決定がされたため、同決定の取消しを求めた事案である。

#### (2) 本件特許の訂正後の請求項1(下線部が訂正箇所)

【請求項1】ポリカーボネート樹脂、ABS樹脂、アクリル樹脂、塩化ビニル樹脂、ポリアミド系樹脂、ポリフェニレンオキサライド樹脂またはこれらを含む樹脂アロイからなる群から選ばれる樹脂成形品に、下記(a)～(d)の(a)水酸基を含有せず1個以上の脂環式エポキシ基を有する重量平均分子量2,000～30,000のアクリル樹脂100重量部に対し、  
(b)有機金属化合物0.01～10重量部、  
(c)シラノール基を有するか、加熱または光照射によりシラノール基を生じるケイ素化合物0.01～10重量部、  
(d)紫外線吸収剤0.01～10重量部を含む硬化性樹脂組成物からなる塗料を直接塗布した表面被覆プラスチック成形品。

(3) 決定における認定のうち、本件発明と刊行物1(特開平4-136022号公報)発明の相違点2及び相違点3は、次のとおりである。

「相違点2:本件発明では、脂環式エポキシ基を有するアクリル樹脂として、水酸基を含有せずとするのに対し、刊行物1には、水酸基について含有せずということの記載がない点」

「相違点3:本件発明では、塗料を直接塗布とするのに対し、刊行物1では、常法により被塗布物に塗布とあり、トップコートクリアー塗料とすることが記載され、直接

塗布とする記載がない点」

#### (4) 裁判所の判断

・取消事由1(水酸基関係の相違点の看過及び相違点3についての判断の誤り)について

甲4(特開平4-136022号公報)によれば、刊行物1に記載された脂環式エポキシ基を有するアクリル樹脂は、水酸基を必須成分とせず、水酸基を含有しないものを除外するものではないことが認められる(原告も、水酸基を必須成分としていないこと自体は争わない)。そうであれば、決定に原告が主張するような相違点の看過があるということにはならない。

一方、甲5(特開平5-132650号公報)によれば、刊行物2には、プラスチック等の塗装に使用される硬化性組成物であり、かつ、エポキシ含有化合物を有効成分とする組成物である点で、刊行物1に記載の硬化性塗料組成物と共通する組成物が記載されており、特に、段落【0028】～【0030】には、水酸基を有しない脂環式エポキシ基を有するアクリル樹脂Aが具体的に示されていることが認められる。

そうすると、当業者としては、刊行物1における脂環式エポキシ基を有するアクリル樹脂として、水酸基を含有しないものが最適であると考えられるか否かはともかく、水酸基を含有しないものを、少なくとも選択肢の一つとして考えることに困難はない上、刊行物2のような構成が極めて類似する塗料につき、水酸基を含有しない脂環式エポキシ基を有するアクリル樹脂が具体的に示されているのであるから、両者から、相違点2に係る構成に想到することは容易であったというべきである。

なお、刊行物1及び2において、水酸基を含有するものの利点を記載する部分があるとしても、甲4及び5により、刊行物1及び2の記載の趣旨を検討するならば、水酸基を含有しないものを除外したり避けるべきことをいうものとは解されない。したがって、上記のように水酸基を含有するものの利点を記載する部分があることが、直ちに、水酸基を含有しないものに想到することの阻害要因となるものとは認められない。

・取消事由3(相違点3についての判断の誤り)について

刊行物4には、その表面にコーティング用組成物が直接に塗布されてなる樹脂成形品が記載されている(刊行物4では合成樹脂成形品に塗料が直接塗布されていることは、原告も争わない)。

ところで、塗布されてなる被膜と樹脂成形品との間の密着不良等の許容し難い問題が生じない限り、直接塗布の方が下塗り塗装を必要とする間接塗布よりも工程数が少ないため生産効率が高く、経済的でもあることは、自明のことである(甲3に添付の本件明細書2頁にも、背景技術として、「2コート」には工程が複雑になるとの問題があることが指摘されている)。そうすると、特定の硬化性組成物を特定の樹脂成形品の表面被覆材として適用する場合において、直接塗布を試みることは、上記のような特段の事情がない限り、否定されるべき理由はないというべきである。

そうすると、前記相違点1、2について検討したところに従い、刊行物1発明において、塗布の対象物をポリカーボネート樹脂成形品などの本件発明で特定された樹脂成形品とし、塗料として本件発明で特定された硬化性樹脂組成物とした上で、刊行物4において、その表面にコーティング用組成物が直接塗布されてなるポリカーボネート樹脂成形品が記載されていることや前記自明の事項をも考慮して、上記の硬化性樹脂組成物を上記ポリカーボネートなどの樹脂成形品に直接塗布することを試みることは、容易に想到し得たものというべきである。

なお、刊行物1には、硬化性組成物につき、トップコートクリアー塗料として使用されることの記載があるが、直接塗布自体を積極的に否定するものとは解されず、直ちに、上記の直接塗布を試みることを阻害するに足るものではない。

## ロゴマークを構成する文字デザインを無断使用された場合、著作権侵害で争えるか

文：弁理士 藤田 康文

会社や商品・役務の商標には、文字をデザインしたロゴマークのものが多く使われています。せっかく時間をかけて考えたデザイン文字とよく似たデザイン文字のロゴマークを、他人が使用しているのを見つけたら、気持ちのよいものではありません。では、このような場合、「著作権侵害」として争うことはできるのでしょうか。

以下、その点が問題となった裁判例をご紹介します。

東京高裁平成6年(ネ)第1470号Asahi事件です。前提の話：商標権侵害による相手側X社ロゴ商標の使用の禁止が認められなかった。

東京地裁の判決では、X社のロゴ商標「Asax」とアサヒビールのロゴ商標「Asahi」は、称呼、観念が異なり、外観全体としても異なるので、非類似の商標であるとの判断がされてしまい、商標権侵害が認められませんでした。

### 相手側 X 社のロゴ商標



### アサヒビールのロゴ商標



### 東京高裁における著作権侵害の主張に対する判決

そこで、アサヒビールは、控訴審の東京高裁の裁判では、X社に対して、「Asax」のロゴマークが「Asahi」のロゴマークの著作権を侵害しているとの主張も行いました。

ところが、東京高裁は、上記「Asahi」のロゴマークについて著作物と認めず、これに伴い、著作権の侵害にもならないとの判決を下しました。

判決の概要は、以下のとおりです。判旨の意図と異ならないように、長文での引用となっています。

#### 判決の概要

『右ロゴマークは、欧文字「Asahi」について、「A」、「a」、「h」、「i」の各文字における垂直の縦線を太い線で表し、その上下の辺を右上がり四四度の傾斜とし、「A」、「s」、「a」、「h」の各文字における傾斜線を細い線で表し、その傾斜を右上がり四四度とし、「A」、「s」の各文字の細い傾斜の先端にあるはねを三角形とし、その右上がり傾斜辺を四四度とするといったデザインを施した点に特徴があり・・・また「A」の書体は他の文字に比べてデザイン的な工夫が凝らされたものとは認められるが、右程度のデザイン的要素の付加によって美的創作性を感得することはできず、右ロゴマークを著作物と認めることはできない。』

#### <まとめ>

#### 文字デザイン、ロゴマークの著作物性

文字デザインは著作物として認められにくい、ということが出来ます。

すなわち、文字商標について、標準文字以外のロゴマークとして出願する場合、文字デザインがフォントのアレンジや線の強弱程度では、著作権の保護対象とならない可能性が高いといえます。

これに伴い、他人のロゴマークの文字デザインが似ていると感じても、著作権侵害として争えるとは限りません。

デザイン文字によるロゴマークを使用される場合には、上記のことを前提として、どのようにブランドとしての保護を図っていくか、考察する必要があると思料されます。

## 海外の特許事情

文：弁理士 穂吉康平

### イギリス

#### AI 関連発明の特許性判断について歴史的転換

2026年2月、イギリス最高裁判所は Emotional Perception 事件において、AI (人工ニューラルネットワーク) の特許性に関する画期的な判決を下しました。これにより、20年近く続いたイギリス独自の審査基準「Aerotel テスト」が廃止され、欧州特許庁 (EPO) の基準と一致させる方針が明確にされました。

最高裁は、AI を「ハードウェアに実装されたコンピュータプログラム」であると定義した上で、「何らかのハードウェア (Any Hardware)」を用いていれば、発明としての適格性を認めるとの判断を示しました。これにより、AI 発明が「プログラムそのもの」として拒絶される初期のハードルは大幅に下がります。

一方で、特許成立には、発明の構成要素が「技術的性質」に寄与しているかを厳格に問う新ステップが導入されます。今後は「AI であるか」という形式論ではなく、「その AI がどのような技術的課題を解決し、進歩性があるか」という実質的な議論が焦点となります。

### ヨーロッパ 早期審査制度 (PACE) の改訂

欧州特許庁 (EPO) は、2026年2月1日より早期審査制度 (PACE) の運用を変更しました。以前は、調査段階と審査段階のそれぞれについて申請可能でしたが、変更後は審査段階のみに限定され、1出願につき1回となりました。これは、出願から調査報告書が発せられるまでの平均期間が約5か月半と十分に短いことを受けての運用変更です。さらに、PACE の申請があった場合は、受理後3月以内に審査結果を発する努力目標が設定されました。

また、これに併せて、これまで非公式の手続きであった審査状況の問い合わせも、正式な手続きとして規定されました。そして、審査の遅れが一定の要件を満たす場合は、問い合わせから1月以内に審査結果が発せられると定められました。

これまで、PACE や審査状況の問い合わせにより審査がどの程度迅速化されるかわかりませんでした。しかし、PACE については3月以内、審査状況の問い合わせについても一定の要件を満たせば1月以内と、一定の指針が

示されたことで、見通しを立てやすくなりました。

### ベトナム 知的財産法の改正

2026年4月1日に、改正知的財産法が施行されました。主な改正点は以下の通りです。

- 発明者は人間でなければならない (AI は発明者になれない) と規定されました (96条 1(d))。
- 早期審査制度が正式に導入されました (119条 2a)。請求が受理された場合は、3ヶ月以内に審査結果を受け取ることができます。
- 種々の手続期限が短縮されました。出願人への影響が大きい期限としては、以下が挙げられます。  
実体審査請求期限：出願から42月→出願から36月  
実体審査期間：請求から18月→請求から12月  
異議申立期間：公開から9月→公開から6月
- ベトナムへの第一国出願義務が実質的に解除されました (89条 1)。
- 知的財産侵害に対する損害賠償の法定限度額が引き上げられました。

# 仮想空間におけるデザインに関する意匠制度の検討課題について

文：弁理士 赤澤 高

## 1. はじめに

VR技術の発展に伴い、仮想空間の利活用を前提としたビジネスが展開され、市場の更なる発展が見込まれる。しかし、仮想空間におけるデザインの権利保護の意識は十分とは言えない。

そこで、特許庁が主催する意匠制度小委員会（以下、小委員会という。）において、意匠制度を見直し、画像の意匠において、仮想物品等（仮想空間で用いられる物品及び建築物）の形状等を表した画像を保護対象とする方向性で検討が進められている。具体的には、保護対象、実施行為、及び意匠の類否判断という主要な論点について、検討が行われている。

## 2. 保護対象に関する検討

保護対象とされているのは、「仮想物品等の形状等を表した画像」であり、以下の要件を満たす必要がある。

- (画像として表される) 仮想物品等の形状等が、一の立体的形状を有し、任意の視点から見る事が可能なものであること。
- (画像として表される) 仮想物品等が、仮想物品等としての用途及び機能を備えていること。

## 3. 実施行為に関する検討

「仮想物品等の形状等を表した画像」については、制作、流通、使用の各段階での行為が実施行為に該当すると考えられる。具体的には、「作成」、電気通信回線を通じた「提供」とその「申出」、「使用」、および画像記録媒体等の「譲渡、貸渡し、輸出、輸入」などが想定される。「仮想物品等の形状等を表した画像」は、実際には「画像を表示する機能を有するプログラム等」（例：3Dモデル）によって表示されるため、これらのプログラム等の作成や提供も実施行為に含める必要がある。

- 制作段階（3Dモデルを「業として」制作する行為）：  
練習やアイデア出しの段階での規制は、クリエイターの萎縮や自由な創作活動を阻害するとの懸念がある。
- 流通段階（3Dモデルを仮想空間プラットフォーム等で第三者に「業として」提供する行為、または画像記録媒体等を「業として」譲渡等する行為）：  
権利者からは、販売等の提供行為は最も規制すべきであり、無償提供であっても価値が希釈されることが懸念される。
- 使用段階（仮想空間プラットフォームのユーザーが、ワールド内で3Dモデルを「業として」利用する行為）：  
権利者目線ではユーザーへの権利行使も検討すべきとする意見がある一方、ユーザーではなく、侵害品を配置した者（プラットフォーム運営者など）を規制すべきとの意見もある。

## 4. 意匠の類否判断に関する検討

意匠の類否判断については、A案とB案の二つの考え方が提示された。

- A案：仮想物品等の用途及び機能（並びに形状等）の類否判断を行う考え方  
現行意匠制度との整合性が高く、クリアランス調査の負担を限定できる利点がある。  
「仮想物品等の需要者の視点」から、仮想物品等の用途及び機能が類似すると判断されれば、権利が及ぶとされる。仮想空間ならではの特性（例：椅子としての形状だが着座機能はないが、椅子として認識される）を考慮した柔軟な判断が可能である。
- B案：仮想物品等の形状等の類否判断のみを行う（用途及び機能の類否判断を行わない）考え方  
権利の実効性は高まるが、現行意匠法との整合性が低く、クリアランス調査の範囲が広範になり、負担が大きくなるとの懸念がある。

小委員会では、A案が日本の意匠制度と整合し、クリアランス調査の負担や萎縮効果への配慮、権利の実効性のバランスが取れた案として適切である、との意見が支配的である。

## 5. 今後の進め方

これまでの議論とヒアリング意見を踏まえ、引き続きヒアリング調査を行い、各論点についての議論が継続される。

上記した内容の詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho\\_shoi/document/21-shiryu/03\\_shiryu-1.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/21-shiryu/03_shiryu-1.pdf)

# 著作者の意に反する改変（著作権法 20 条 1 項）について

弁護士 中井 英登

## 1 はじめに

著作者の「意に反して」行われる改変（著作権法 20 条 1 項。以下「意に反する改変」といいます。）の解釈については、①著作者の主観的判断に委ねられると解する立場と、②著作者の精神的・人格的利益を害しない程度の改変は許されるなどと客観的に解する立場とに大別されますが（注 1）、立法者意思及び文言解釈上、基本的には上記①の立場が妥当と解されます。ただし、著作者の「こだわり」を過度に重視することは、著作物の有効な利用を妨げる結果となります。実際、多くの裁判では、事実認定の段階で客観面との調整が図られています。

以下、裁判例を分析した上で、「意に反する改変」の限界について検討します。

## 2 裁判例の分析

結論として、著作者人格権の侵害を認定したもの 4 例（2、6、7 及び 10）、否認したもの 6 例（1、3、4、5、8 及び 9）の合計 10 の裁判例を分析しました。（詳細は、注 2）記載 URL の別紙「著作者の意に反する改変（著作権法 20 条 1 項）に関する裁判例」参照）。これらの判断理由に着目すると、以下のとおり、一定の傾向が確認できます。

### （1）黙示の承諾

著作者による明示の同意がない場合に、黙示の同意を認定した裁判例があります（3、5、8 及び 9）。

### （2）承諾の範囲の画定

著作物の利用に関して何らかの交渉があった場合に、著作物の改変についての承諾を認めた裁判例があります（1）。他方で、著作者の承諾した範囲を厳格に解して、その存在を否認した裁判例があります（2、6、7 及び 10）。

### （3）その他

やや特殊な事例として、俳句会における事実たる慣習の存在を積極的に認定した裁判例があります（4）。

## 3 検討

検討対象の裁判例のうち、著作者人格権の侵害を認定したものは、すべて著作者の承諾した範囲を厳格に解して、その存在を否認しています。これは、承諾という意思表示の解釈に当たり、まずは著作者の承諾の対象を特定することが重要であることを示唆しています。

他方で、著作者人格権の侵害を否認したものの多くは、著作者の黙示の承諾を認定しています。黙示の承諾については、「改変に先立って当事者間で契約締結等の折衝行為がある場合には（中略）著作物の改変の目的及び態様や慣行に照らして、改変が著作者の意に反するか否かを総合的に認定するのに代替することができる」と評価されており（注 3）、著作者の主観面を客観的に捉える手法として、妥当なものと考えられます。

注 1）小倉秀夫＝金井重彦編著「著作権法コンメンタール [改訂版]」479 頁参照

注 2）<https://koyo-law.com/home/wp-content/uploads/2026/03/hanrei.pdf>

注 3）高林龍著「標準著作権法第 6 版」257 頁参照



## 「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする  
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

- 特許調査 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。
- 契約係争関係 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。
- 出願業務 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。
- 中間業務 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、外内出願の中間業務を承っております。
- コンサルティング ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。
- 法務業務 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。

### 事務所概要

お客様の発展に役立つ事、  
それが私たちの使命です。



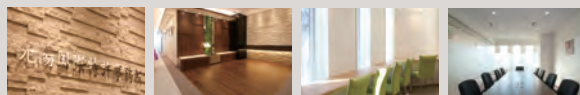
所長弁理士 荒船 博司

- 事務所名 光陽国際特許事務所  
光陽国際特許法律事務所
- 英文名称 Koyo International Patent Firm
- 所在地 〒100-0006  
東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階
- TEL 03-5251-5721(代表)
- FAX 03-5251-5727
- 代表弁理士 荒船 博司
- 設立 昭和56年6月
- 従業員数 (http://www.koyo-patent.co.jp 参照)
- 弁理士数 (同上)
- 弁護士数 (同上)
- 業務内容 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。  
民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。

#### <事務所沿革>

- 昭和56年6月 前身の事務所を千代田区神田に開設
- 昭和60年3月 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転
- 平成元年4月 光陽国際特許事務所に改称
- 平成2年10月 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転
- 平成11年1月 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転
- 平成14年11月 光陽国際特許法律事務所に改称
- 平成22年8月 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立
- 平成24年10月 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転
- 令和4年11月 弁理士法改正に伴い、弁理士法人 光陽国際特許事務所に改称

### Office



#### <東京宝塚ビル アクセス>

- ◆JR JR有楽町駅(日比谷口)徒歩5分
- ◆東京メトロ 日比谷線 日比谷駅(A5出口)徒歩3分  
千代田線 日比谷駅(A13出口)徒歩2分
- ◆都営地下鉄 三田線 日比谷駅  
(千代田線連絡口経由A13出口)徒歩6分

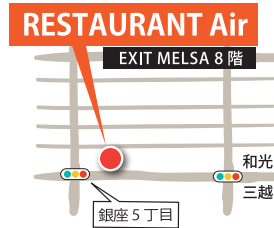
銀座界限

# てくてく グルメ



光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

とっておきのお店を  
ご紹介します。



## 日比谷蟹みつ

東京ミッドタウン日比谷3階



## 日比谷蟹みつ

電話：03-5157-2232

住所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-2  
東京ミッドタウン日比谷 3階



今回紹介するのは東京ミッドタウン日比谷3階に位置する「日比谷蟹みつ」。店内は落ち着いたゆとりのある空間で、特別なひとときを過ごせるお店です。

今回は「活毛蟹ランチ」をいただきました。まず初めに、その日の朝北海道から届いたばかりという調理前の活きた毛蟹を見せていただけます。料理は刺身から茹で毛蟹、焼売や茶碗蒸しなど新鮮な蟹をふんだんに使い、素材の良さを存分に味わえる内容です。刺身は歯ごたえがしっかりしており、噛むほど口の中に甘みが広がります。毛蟹甲羅焼は目の前で丁寧に焼き上げられ、香ばしい香りが最高です。最後に日本酒またはお出汁を甲羅に注ぐスタイルは、程よく溶けた濃厚な蟹味噌とよく合い、蟹の旨みが凝縮された贅沢な一品です。

店内には個室が完備されており、お客様も利用できます。さらに最大20名まで利用できる個室もあり、接待や商談などのビジネスシーンにもぴったりです。

また、乳幼児のお子様やベビーカー、車椅子での利用も可能なため、幅広いお客様に安心してご利用いただけます。ぜひ大切なお客様をお迎えする接待やお集り時に利用してみたいかがでしょうか。

### ■営業時間

【平日】 ランチ 11:30～15:00 (LO:13:30) ディナー 17:30～22:30 (LO:20:30)  
【土】 ランチ 11:30～16:00 (LO:14:30) ディナー 17:30～22:30 (LO:20:30)  
【日・祝】 ランチ 11:30～16:00 (LO:14:30) ディナー 17:30～21:30 (LO:19:30)  
■定休日：毎週水曜日 5月第3日曜日 年末年始



## RESTAURANT Air (レストランエール)

電話：03-6264-5900

住所：〒104-0061 東京都中央区銀座 5-7-10  
EXIT MELSA 8階



銀座駅から徒歩2分のビル8階に位置するレストラン「Air」は、観光客も多い街中の喧騒からは一変、店内はカーテンで覆われており、商業ビルの中とは思えない落ち着いた空間が広がっています。外の賑わいを忘れてしまうほど静かで、席に着くと時間がゆったりと流れていくような心地よさを感じます。

訪れた日のランチコースは、グラスで頂く温かいスープから始まりました。グラスの口元からふわっといい香りが広がり、一口飲むと体に染み渡るような優しい味わいに、出だしから心を掴まれました。続いて登場したのは、煙をまとったズワイガニ。テーブルに運ばれた瞬間に、印象的な演出に思わず目を引かれ、食べる前から期待が高まりました。

さらに、お花や菊芋、コールラビなどの色鮮やかなお店こだわりの野菜がふんだんに使われたグラスオードブルは、まるで芸術作品のような美しさでした。トップには低温調理された卵黄が乗っており、混ぜ合わせることで全体にコクが広がりました。メインの魚料理、肉料理は身がほろほろとほどけるような柔らかさで、素材の旨味がしっかり引き出されており、言わずもがな絶品でした。ここでもムーンライト(商品名:月光、熟成百合根)という珍しい野菜が登場し、普段なかなか目にすることのない食材に、自然と会話も弾みました。料理一皿ごとに新しい発見があり、最後までワクワクしながら楽しめるコースでした。

銀座の中心にありながら、落ち着いた空間でゆったり食事を楽しめる「Air」。料理の美しさと獨創性、そして素材の魅力存分に味わえるひとときは、特別なランチタイムを過ごしたい日にぴったりのお店です。

■営業時間：LUNCH 12:00～15:00 DINNER 18:30～22:00

■定休日：基本的になし(ビル休館日に準ずる/年2日ほか、年末年始2日)



KOYO  
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17階

TEL：03-5251-5721 (代表) FAX：03-5251-5727

URL：http://www.koyo-patent.co.jp